

(既存の中会社で非公開会社に該当する株式会社)

平成 18 年 5 月 日

定款に定めがあるものとみなされる事項のお知らせ

株式会社

会社法が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の定款には、下記事項について定めがあるものとみなされておりますので、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)第 77 条の規定に基づいてお知らせします。

記

1. 取締役会を置く旨
2. 監査役を置く旨
3. 株式について株券を発行する旨
4. 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第 199 条 1 項各号に掲げる募集事項及び会社法第 202 条 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める旨

上記の事項に加え、当社定款第 条に定められた「株式の譲渡には取締役会の承認を要する」旨の規定は、「全部の株式の内容として、譲渡による株式の取得について取締役会の承認を要する」旨の規定とみなされております。

以上

本資料は、定款に定めがあるものとみなされる事項の示し方について一つの考え方を提供する目的で作成したものです。各社の実態をもとにご確認ください。

記載内容は予告なしに変更する場合があります。

(既存の中会社で公開会社に該当する株式会社)

平成 18 年 5 月 日

定款に定めがあるものとみなされる事項のお知らせ

株式会社

会社法が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の定款には、下記事項について定めがあるものとみなされておりますので、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)第 77 条の規定に基づいてお知らせします。

記

- 1 . 取締役会を置く旨
- 2 . 監査役を置く旨
- 3 . 株式について株券を発行する旨

以上

本資料は、定款に定めがあるものとみなされる事項の示し方について一つの考え方を提供する目的で作成したものです。各社の実態をもとにご確認ください。
記載内容は予告なしに変更する場合があります。

(既存の小会社で非公開会社に該当する株式会社)

平成 18 年 5 月 日

定款に定めがあるものとみなされる事項のお知らせ

株式会社

会社法が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の定款には、下記事項について定めがあるものとみなされておりますので、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)第 77 条の規定に基づいてお知らせします。

記

1. 取締役会を置く旨
2. 監査役を置く旨
3. 株式について株券を発行する旨
4. 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第 199 条 1 項各号に掲げる募集事項及び会社法第 202 条 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める旨
5. 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨

上記の事項に加え、当社定款第 条に定められた「株式の譲渡には取締役会の承認を要する」旨の規定は、「全部の株式の内容として、譲渡による株式の取得について取締役会の承認を要する」旨の規定とみなされております。

以上

本資料は、定款に定めがあるものとみなされる事項の示し方について一つの考え方を提供する目的で作成したものです。各社の実態をもとにご確認ください。

記載内容は予告なしに変更する場合があります。

(既存の小会社で公開会社に該当する株式会社)

平成 18 年 5 月 日

定款に定めがあるものとみなされる事項のお知らせ

株式会社

会社法が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の定款には、下記事項について定めがあるものとみなされておりますので、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) 第 77 条の規定に基づいてお知らせします。

記

- 1 . 取締役会を置く旨
- 2 . 監査役を置く旨
- 3 . 株式について株券を発行する旨

以上

本資料は、定款に定めがあるものとみなされる事項の示し方について一つの考え方を提供する目的で作成したものです。各社の実態をもとにご確認ください。
記載内容は予告なしに変更する場合があります。

(特例有限会社)

平成 18 年 5 月 日

定款に定めがあるものとみなされる事項等のお知らせ

有限会社

会社法が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の定款には、下記事項について定めがあるものとみなされておりますので、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)第 6 条の規定に基づいてお知らせします。

記

1. 発行する全部の株式の内容として当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する旨及び当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が会社法第 136 条又は第 137 条第 1 項の承認をしたものとみなす旨
2. 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨(監査役を置く旨の定款の定めのある特例有限会社のみ)

なお、定款の規定上旧表示をしているものについては下記のとおり読み替え又は計算後の数値が記載されたものとし、後段については記載又は記録がないものとしします。

旧表示	読替による新表示
社員	株主
持分及び出資一口	株式及び一株
(資本の総額を出資一口の金額で除して得た数)	発行可能株式総数 発行済株式の総数
資本の総額	(記載又は記録がないものとみなす)
出資一口の金額	
社員の氏名及び住所	
各社員の出資の口数	
2以上の公告方法	

以上

本資料は、定款に定めがあるものとみなされる事項の示し方について一つの考え方を提供する目的で作成したものです。各社の実態をもとにご確認ください。

記載内容は予告なしに変更する場合があります。